

第3回大阪市路上喫煙対策委員会 会議録

1 日 時 平成19年5月29日（火）午後2時～午後3時20分

2 場 所 大阪市役所 P1 会議室

3 出席者

○ 委 員 等 （敬称略）

委員長 鬼迫 明夫 （弁護士〔なにわ共同法律事務所〕）

委員長代理 松本 和彦 （大阪大学大学院高等司法研究科 教授（憲法・環境法））

委員 坂口 勝治 （大阪南部たばこ商業協同組合 理事長）

〃 西田 賢治 （大阪商工会議所 常務理事 事務局長）

〃 花嶋 温子 （大阪産業大学人間環境学部都市環境学科 講師）

○ 大 阪 市

環境局 事業部業務企画担当課長 企画部廃棄物処理計画担当課長

4 会議録

（事務局：環境局事業部路上喫煙対策担当課長代理）

ただいまから第3回大阪市路上喫煙対策委員会を開催させていただきます。

本日は、お忙しい中、お集まりいただきまして、ありがとうございます。私は、本日の司会を務めさせていただきます大阪市環境局事業部路上喫煙対策担当課長代理の田中でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、本日の出席状況のご報告でございますが、現在のところ、ご欠席のご連絡をいただいておりますのは、西田委員及び森田委員でございます。本委員会は、「大阪市路上喫煙対策委員会規

則」第3条第2項に基づき、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができませんが、本日は7名のうち5名の出席をいただいておりますので、本委員会が有効に成立していますことをご報告申し上げます。

また、本日の傍聴者は7名でございます。また、報道関係者も取材に入っておりますことを、あわせてご報告いたします。

それでは、議事等に移ります前に、お手元にお配りしております資料の確認をさせていただきます。

(配付資料確認)

(事務局：環境局事業部路上喫煙対策担当課長代理)

事務局からは以上でございます。それでは、議題に入らせていただきます。鬼追委員長、よろしくお願いたします。

(鬼追委員長)

皆様、どうもご苦労さまです。ただいまから議事に入りたく存じます。皆様のご協力を得ながら円滑に議事を進めてまいりたいと思っておりますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

なお、本会は公開で行なわれておりますけれども、委員長の許可なく録音や撮影はできません。本日は、テレビ大阪、NHK、読売テレビ3社の撮影許可のお申出がございますので、委員長としてこれを許可したいと思います。よろしゅうございますか。

それでは、議事に入らせていただきます。

議題の「路上喫煙禁止地区の選定について」でございますが、本議案について、改めて事務局からご説明をお願いいたします。

(事業部業務企画担当課長)

お手元の「第3回大阪市路上喫煙対策委員会資料」に基づいて、ご説明させていただきます。

(「第3回大阪市路上喫煙対策委員会資料」説明)

(鬼追委員長)

本日の資料を中心にいろいろご説明をいただきました。今のご説明について、何かご質問その他、ございませんでしょうか。

(花嶋委員)

先ほど地域の指定の詳細図がありましたけれども、いくつかわかりにくいかなというところがありました。1枚目の新阪急ビルの下は、第3ビルの前ですかね。御堂筋を挟んで日興ビルの向かい側のへん、あそこは広い空地になっていると思うのですが、この図だと、そのある部分だけを切って、たぶん管理区域がそこで切れているとかということなんだとは思いますが、そこで切れているのはたぶんすごくわかりづらい。広い空地の中で、道路から遠い側の人は取り締まられなくて、道路に近いところを歩いている人はだめと言われるのは、ちょっとわかりにくいかなと思います。これは、管理者は大阪市なのかな。これを全域かけるというようなことはできないのかなと。

同じように、例えば御堂筋の一番北側の新阪急ビルの前のところも、たぶん私有地と道路との境なのか、少し建物との間に余裕があるというところへんを、建物のきわのところまでできないのか。わかりやすさという点から、そのほうがわかりやすいのではないかなと思います。まったくの私有地は難しいかもしれませんが、割と大きな空間のある一部だけというのは、ちょっとわかりにくいのではないかという気がいたします。

それと、もう1つ、中之島の大阪市役所のところですが、これもちょっと場所が中途半端なので、やってしまうのなら、それこそ中之島全域、だめなら大阪市役所のところだけのほうがわかりやすいのではないかと。中途半端に中之島図書館と中央公会堂はかかっているけれども東洋陶磁美術館まで行くと違うというよりも、大阪市役所を囲む道路のところまでというほうが、わかりやすさという意味ではいいのかなと。それと、この図では、大阪市役所の敷地内に逃げ込めば範囲外になってしまうのですが、これも大阪市役所の建物のきわのところまで。市役所の中は市役所の中で別のルールがかかっているのかもしれませんが、敷地の中に逃げ込めば適用外ではなく、これも全部埋めてしまうほうがわかりやすいのではないかなと思いました。以上です。

(鬼追委員長)

今ご指摘の点について、何か。

(事業部業務企画担当課長)

考え方でございますが、この線を引いたところは、駅前ビルの前を除きまして、現地を見ますと道路境界と私有地境界はすべて明確に分かれておりまして、基本的にほかの都市もそうですけれども、規制の対象はパブリックなところ、私有地ははずしておりまして、私どもも私有地ははずして考える。国道や市道は問題ないかと思えますけれども、そういう意味で私有地をはずして線を引くと、例えば新阪急ビルの前などは、新阪急ビルさんのエリアと道路のエリアは、現地を見ますと非常にわかりやすく分かれている。

もう1つ、中之島につきましても、ここの道路の敷石がずっと同じ色でつながっておりまして、途中切れ目がない。東洋陶磁美術館の前のところで、ちょうどくっきりと切れてわかりやすい。後で道路を細工すれば別かもしれませんけれども。それから、調査で喫煙率が高かったのが中之島公会堂前の交差点でございましたので、人通りとしては比較的一体感があるのではないかと。何よりも明確性という観点から、ここまでが歩道が同じ色でつながってきてわかりやすいのではないかとということでさせていただきました。

花嶋先生がおっしゃるとおり、駅前ビルの前のところですがけれども、ここは見た感じ非常に広い歩道のように見えますけれども、駅前ビルの私有地と道路との境界がこの線を引いたところにございまして、禁止地区としては道路にせざるを得ない。ただ、このあたりでの全体の啓発とかは、今後、土地の所有者などのご協力を得ながら考えていきたいということで、こういう案としております。

(鬼追委員長)

おっしゃっていることはおわかりいただけましたか。

(花嶋委員)

わかりました。でも、大阪市役所の中のところは、大阪市役所なのでOKにはできない？

(鬼追委員長)

市役所の庁舎内ですか。

(花嶋委員)

庁舎の敷地内。敷地内は入ってない。

(鬼追委員長)

敷地内は入っていない。これは入れるべきだというご意見ですか。

(花嶋委員)

はい。

(事業部業務企画担当課長)

道路のところ、あとは市役所の階段とか前のスペースとかそういうところ。

(鬼追委員長)

要するに庁舎内でしょう？

(事業部業務企画担当課長)

まあ、庁舎内です。

(鬼追委員長)

こういうご説明ですが、この問題に限らず、先ほどご説明のあった点について。

(松本委員長代理)

1つ質問させていただきたいのですけれども、今のご説明では、路上喫煙禁止地区というのはあくまで路上に設けるということで、その路上というのは、私有地のエリアを除いているというご説明だったと思います。私有地を除く理由は、私有財産権との調整ということなんだろうと思いますけれども、私有地にも屋内と屋外があり得えまして、先ほどのご説明からしますと、特に屋外の事実上パブリックスペースとして用いられているような部分についても、禁止地区に指定することはできないとお考えなのでしょうか。その理由を教えていただきたいと思います。

(事業部業務企画担当課長)

一言で言うと、まず道路ということで規制の範囲を明確にしたい。私有地の中で、ここはよりパブリックに使われているとか、よりプライベートに使われているということになりますと、建物ごとの所有者の考え方もございましょうし、ほかの都市の事例も見まして、まずスパッとわかりやす

くということになりますと、地区の規制としては明確に道路ということにさせていただき、今後、運用をしていく中で、啓発を含めてビルのオーナーさんともご相談しながら、地域、地域でチェックをしていって、スムーズな効果が出るようにしていければという考え方でございます。

(松本委員長代理)

明確性というのは大変重要な視点だと思います。ただ、その明確性が何の明確性なのか、何に対する明確性なのかという点が大事です。私の考えでは、路上喫煙を行なっている人、すなわち行為者が「ここが路上喫煙禁止地区である」とははっきりわかるということだと思います。それが、場合によっては過料という制裁を受けるかもしれないリスクをきちっと計算できる前提になると思うわけですし、その意味で、行為者にとって「ここが路上喫煙禁止地区なのか否か」がわかることが明確性の意味するところだと思います。

さらに、もう1つ言うと、取り締まる側からしても、そこが路上喫煙禁止地区であるということがはっきりわかって、かつそのことを市民に対してはっきりと説明できるという意味での明確性が大事なのではないかと考えております。

先ほどのご説明ですと、路上喫煙禁止地区を指定する際の線引きをする時の明確性のことをおっしゃっているように聞こえてきて、それは行為者にとって明確かどうかという話とはちょっと違うのかなあと感じました。私が申し上げる意味での明確性からしますと、たとえ私有地であったとしても、そこが路上喫煙禁止地区であるということが何らかの形で明確にわかるような仕組みさえあれば、私有地もまた路上喫煙禁止地区の対象になり得るのではないかと考えられるわけです。私有地だからならないという理由がちょっと私にはわかりにくかったこともございまして、何か別の理由でもあるのかなと思った次第です。私有財産権との調整という観点があるというのであれば、それはわからないではないですけれども、しかしそのことだけで路上喫煙禁止地区の対象にならないという理由にはならないのではないかなと思ったものですから、質問させていただいたわけです。

(事業部業務企画担当課長)

もう1点、ご説明が漏れておりましたけれども、御堂筋を全域歩いてチェックいたしますと、私が見た限り、2カ所を除いては私有地と道路の境界は石などで非常に明快に線が引かれておりまして、その2カ所のうちの1カ所が、花嶋先生にご指摘いただいた駅前ビルの前のところ。ここがちょっとわかりにくい。

もう1つは、船場センタービルというのが本町にございますけれども、入口のところが1、2メ

ートルひっこんでいいる。これは、それほどわかりにくくもないですが、道路から線を引きますと、ちょっと奥にひっこんでいます。それ以外のところはすべて道路境界は非常に明確でございまして、逆に私有地は建物のまわりをぐるりと囲んでいますから、御堂筋から次の道にまで入っていきまして、今申しました例外を除きますと、境界は非常にはっきりしているのかなと思ったところです。

(松本委員長代理)

ということは、行為者の側から見ても、私有地と道路との境界で禁止地区を設定したほうがわかりやすいというご趣旨ですね。

(事業部業務企画担当課長)

はい。

(松本委員長代理)

わかりました。

(西田委員)

まず1点は、質問ですけれども、先ほど政令市等における路上喫煙の規制状況の説明がございましたが、実際に適用なしというのが結構ございましたね。制度としては導入しているけれども、適用なしというケースがかなりあったと思いますが、これは違反した件がなかったのか、あるいは実際には違反した人がおられたけれども制度を適用しなかったのか、その点についておうかがいたい。

もう1つ、今、いろいろ出ておりましたけれども、道路の境界線は非常に明確だというお話だったのですが、この御堂筋に関して言えば、歩道の色とかいうのは大体北から南まで統一されているのでしょうか。その2点についてご説明をお願いしたいと思います。

(事業部業務企画担当課長)

まず、1点目、ほかの都市ですけれども、結論から申しますと、違反者がまったくなかったということではなくて、規制される方がおられましたけれども、注意を喚起しているレベルに現在ほどまっています。未来永劫適用されないということではない。実際にパトロールまではされているところが多いと聞いております。

それから、御堂筋は、歩道は全部同じではなくて、北から南にちょっとずつ変わっているようなところもございます。御堂筋とそうではないところの境界ははっきりしておりますけれども、御堂筋の北から南へ行くと、ブロックごとに色が変わったり大きさが変わったりはしております。

(坂口委員)

まず、本条例の実効性及び路上喫煙マナー・モラル向上ということで、私たち全国たばこ会及び自動販売機工業会、日本たばこ産業、この3団体の協力のもとに、街頭で喫煙マナー向上を訴え、清掃の実施をしております。また、大阪市におきましては、毎年11月の一斉清掃で、我々組合員が地域と連動し、まちの美化活動も行なっております。また、来る8月には世界陸上大阪大会ということで、8月初めに清掃ということになっておりますので、この清掃にも我々参加していきたいと思っております。

それから、御堂筋の禁止地区ということでございますが、禁止地区を選定するに当たって、お話が出ております大阪市の所有する土地等に大型スタンドと灰皿を設置していただいて、たばこを吸う方・吸わない方が共存できる、マナーを守り吸っていただく場所を設けていただければありがたいと思っております。以上です。

(鬼追委員長)

まだご意見おありかと思いますが、実はスケジュールが、6月に中間答申をまとめて提出しなければいけない。6月は遅れるわけにはいかないと思うんですね。前回も出ておりましたように、かなり周知徹底する期間が必要だろう。少なくとも過料の制裁を伴うわけですから、相当な周知期間が必要でしょうし、その間、市のほうでいろんなキャンペーンを張るということもご計画になっていきますから、かなりの準備期間が必要である。それで、次のその他の議題にも関連しますが、これまで1・2回の委員会審議のまとめを私から事務にお願いしてまとめていただきました。ご確認いただいて、これが適切かどうかのご意見を頂戴したいのですが、その時に改めてテクニカルな問題も含めて、意見を今日のところで一応は皆さんの共通認識にさせていただきたい。

こういう対策が必要であるということについては、おそらく全委員、ご異論はなかりょうと思っておりますし、さらに御堂筋を選ぶということについても、さほどご異論はなかりょうと。ただ、「線」なのか「点」なのかという点において、これまでの議論で若干意見の違いはありますが、これは、今日、できれば克服しておきたいなと思っているところであります。

それで、これまでの議論のまとめをご確認いただいて、なおそれに付け加えるべき点があるのか

ないのか、これが正確なのかどうかというご意見を頂戴して、次回までに中間答申書のたたき台を事務局でおまとめをいただきたい。そして、認識の合ったところで、それをたたき台にして最終の中間答申書の決定に至りたいと思っています。

この次に、事務局から審議のまとめについてのご説明をいただいて、これは今の資料の説明とも若干重複するところがございますが、改めてこれまでの1・2回のご議論についてまとめの中で漏れがないかどうか、表現が適切であるかどうか等をご確認いただいた上で、次の議論に進んだらどうかと思っております。事務局、このまとめをご説明願えますか。

(事業部業務企画担当課長)

お手元にお配りしております「路上喫煙禁止地区」の指定についての議論のまとめをご説明させていただきます。

(『路上喫煙禁止地区』の指定についての議論のまとめ) 説明)

(鬼追委員長)

大体このようなことが過去2回の委員会で議論されたのではないかと。ただ、この点が抜けているのではないかとか、あるいはこういう趣旨で発言したのではないとか、いろいろなご意見がおりかまわかりません。それを少し集中してお話したいと思っておりますが、いかがでしょうか。

(坂口委員)

指導員の巡回指導による啓発及び違反者への過料徴収のことですが、時間等を制限するのかということをごさいます、またいろんな事故等があった場合にどうするのかということ、まずもってお聞きをしたいと思います。

(鬼追委員長)

時間制限につきましては、それ自体が1つの問題点であろうということで、今日はそれも事務局から詳しくご説明をいただこうと考えているところであります。それでは、まずそれからご説明いただきますでしょうか。これからの議論のご参考にしていただくために。

(事業部業務企画担当課長)

まさに坂口委員がおっしゃったことは1つの課題でございまして、条例第5条2項に、「路上喫煙禁止地区の指定については、時間を限って行なうことができる」としております。これに関して1つの考え方といたしましては、過料を科して規制するのであるから、路上喫煙による被害の度合いが小さい時間帯は規制の対象外としてはどうかという考え方があるかと思えます。

一方では、これまでの本委員会の審議にもございますように、禁止地区は明確性が重要でございます。時間帯によって禁止地区になったり努力義務の一般地区になるのは、通行者にとってわかりにくく、過料徴収現場においても問題が生じやすいということがございます。禁止地区表示物や市民周知の方法も複雑になることも想定されます。また、禁止地区が他の地域の路上喫煙マナーの向上につながる波及啓発効果を弱めるおそれもあると思われまふ。以上のような異なった考え方がございますので、路上喫煙禁止地区を時間を限って指定することがどうなのか、この場でご意見をいただけたらと思っております。

(鬼追委員長)

私どもの法律家風の読み方をしますと、「時間を限ることができる」という決め方は、特段の事情があつて時間帯を限ったほうが合理的だという時には、そういうことを定めることができるよという定め方ではないかと思うんですね。そういう意味では、「時間を限ることができる」ということは、あくまで「できる」のであつて、必ずしなければならないという意味ではない。そういうふうに私も理解はいたしております。

もう1つは、もともとこれはあまり注目されていないですが、すでに平成7年か8年にポイ捨て条例ができていますね。私も通勤路が御堂筋ですから、淀屋橋から大江橋まで歩いてまいりますが、やっぱり朝、ポイ捨てが目立ちますね。喫煙しているからポイ捨てをするのであつて、喫煙してなければ、たぶんポイ捨てはないのだらうと思う。そういう意味もあつて、私は、必ずしも今回は時間を考える必要はないのではないかと、個人的な意見でございまして、そのように考えております。

そういうような議論も含めまして、次回には答申書を決定しなければいけない。それでないとな周知徹底期間が非常に短くなっていきますので、今日、かなり議論を詰めておきたいと思っております。委員の先生方、ご発言いただきたいと思ひます。

(松本委員長代理)

時間を限定するかどうかという話ですけれども、私も今の委員長のご説明に賛成でありまして、時間を限定するのであれば、それ相応の理由があるだろうと思います。そういたしますと、時間を限定する理由が仮にあるとすれば、それは路上喫煙禁止地区をもっと拡大した時ではないでしょうか。今回は御堂筋という極めて限定された地域での指定でございますので、特に時間を限定しなければならない理由はないのではないかと思います。

もともと、この後、実際に過料を徴収する際に、指導員の方が巡回して啓発活動や過料徴収活動をされると思いますが、その活動の時間上の重点が異なることは、費用対効果の観点からも考えられて然るべきではないかと思います。が、その場合も禁止地区の指定に特に時間の限定を設ける必要はないと考えます。

(西田委員)

路上喫煙禁止を導入する場合の条件として、1つは通行量が多くて危険性が高い、あるいは喫煙率が高いということが1つの理由になっているかと思いますけれども、もし一日の時間帯の中でも大きく通行量の変動があつて、それによって危険性が非常に低減されるとか、喫煙率も非常に低くなるということになると、一日中規制することの合理性が担保できるのかどうかという問題がある。私、実際の24時間の通行量というのはよくわかりませんが、もし今言ったように通行量に非常に大きな差があるのであれば、時間制限を導入するのも1つの考え方ではないかなと思います。

(松本委員長代理)

今の西田委員のご見解も、おっしゃるとおりだと思うところはあります。つまり、一定の時間を限定したほうが合理的な場合があることについては、一般論としては、私もそういう場合があるだろうとは思いますが。けれども、今回の御堂筋に限定した禁止地区の指定という場面に限って考えますと、先ほどの事務局からの説明にもございましたように、御堂筋というPR効果の高い地域で路上喫煙をしてもよい時間を設けるのは、せつかくのPR効果を減殺してしまうというマイナス効果もございますし、そういった副次的効果を考えますと、今回の禁止地区の指定に時間限定を設けるのは必ずしも合理的ではないと考えます。

(花嶋委員)

私も、特に今回の御堂筋に関しては、「この時間はいいよ」ではなくて、一応24時間対象になっ

ていますと。ただし、取り締まるのはこの時間帯ですと。それを明示する必要はないですけども、それでいいのではないかと思います。

今回の大阪市のやり方の非常に特徴的な点は、実はこの委員会があることではないかと思います。1回決めてしまって、それで全部終わりではなくて、禁止地区も定めてみて、効果を測って、だめならまたもう少し運用を考えましょうということで、先ほどの審議のまとめの2ページ、下から2項目目の「今後、必要性により新たな地区選定も考えられる云々」のところで、3ページの下から3項目目の「禁止地区内での実効性の確保が重要であるが、地区内でなくなっても地区外で増えれば意味がない」という2つ、私が言ったことなのかどうかわかりませんが、このへんのところで、プラン、ドゥー、チェック、アクション（PDCA）のサイクルが回るようになっている。だから、1回決めて、うまくやっていますよという格好だけではなくて、うまくやれているかどうかを見た上で、もう一度状況を見ましょうということになっているのが、今回の大阪市の条例の非常にうまいところではないかと思います。

とりあえず、特に今の地域を限って言えば時間制限をする必要はなくて、これでもし何か不具合があるようだったら、また考えてみてもいいし、地域を広げるのであれば時間制限も考えたらいいかもしれませんが、御堂筋ということであれば、時間制限を設ける必要は特段ないのではないかなという気がいたします。

（鬼追委員長）

どのようにいたしましょうか。まず、1つはっきりしておかなければいけないのは、御堂筋ということについて、まずまず全委員の方々におかれてもご異論はないであろうと。それで、「点」にするのか「線」にするのか。これは委員によってご意見が違うと思います。今日は、お2人欠席でございまして、でも、「点」か「線」かを一応委員会として決めておきたいなと思います。そうしませんと、答申が書けないですから。その点に絞ります、坂口委員、どうですか。「点」論者ではありますが。

（坂口委員）

私は、「線」ということで御堂筋が上がってきたわけですので、あくまでも「面」とか「点」ではなくて「線」でいっていただければと思っております。

(鬼追委員長)

西田委員はいかがでしょうか。

(西田委員)

私も、「線」で規制をすればいいと思いますが、ただ先ほどご説明がございましたが、確かに道路境界線があるということですが、一般の歩行者の方がそこまで意識されているかどうかという、これは非常に難しい。すぐに実現は難しいかもわかりませんが、例えば禁煙の地域を統一したカラーでゾーニングをすとか、路面に禁煙のマークがあるとか、要するにだれもがこの界限は禁煙地域だなということが一目瞭然になるような手だてが必要ではないかなと思います。

(鬼追委員長)

松本委員は、もともと「線」論者でしたね。

(松本委員長代理)

そうですね。私は、行為者にとっての明確性が非常に重要だと思っていますので、「点」で定めるより「線」で定めたほうが、どこが禁止地区であるのかがはっきりとわかりますから、そのほうが行為者にとってわかりやすく、また規制の実効性も上がるだろうと思っています。

同じ理由で時間制限にも反対するわけでありまして、この時間だったら吸ってもいいが、この時間は吸ってはいけないというような区別を設けると、かえってわかりにくくなるのではないかと思います。確かに時間制限を設けるほうが合理的な場合もあるかもしれません。一般論としてはそういう場合もあり得るということは何となく想像できますけれども、他方で、今回のように御堂筋という場所を限定して禁止地区を設ける場合は、むしろ時間については限定しないほうがわかりやすい、明確性の点で優れていると考えます。

(鬼追委員長)

花嶋委員、「点」か「線」かということについて、念のためにうかがいますが。

(花嶋委員)

私も「線」としての御堂筋に賛成です。

(鬼追委員長)

それでは、「点」か「線」かという議論については、今日ご出席の委員全員が「線」でいきましょうというご意見でございまして、私も賛成でございます。

そういたしますと、今、松本委員からすでにご発言がございましたけれども、時間制限をするかどうかということですが、その点について改めてうかがいます。坂口委員、いかがでしょうか。

(坂口委員)

大阪市は、ご存じのように昼間の人口と夜間の人口とが大変差があるかと思えます。夜間等の時間を絞って巡回指導をするということも、また指導員の時間帯の確保もございましょうし、時間を絞らずに禁止地区を設けていただきたいと思いますと思っております。

(鬼追委員長)

西田委員、先ほどちょっと触れておられましたけど。

(西田委員)

私も、何も時間制限を設けたほうがいと申し上げているわけではございませんで、実際に道路規制なんかを見ましても、時間制限がちゃんと表示されているケースはあると思うんですね。先ほど言いましたように、合理性が認められるのであれば時間制限も導入してもいいのではないかと考えておりますし、確かに御堂筋ということに限定してとりあえずやるのであれば、時間制限を設けなくてもいいのではないかと。

ただし、今後、いろいろ「線」を増やしていく場合に、時間制限は基本的には考えないんだということまで今の時点では決めるべきではないと思っております。ですから、今回、御堂筋に限定をするということと、特に御堂筋に限って言えば、時間制限をする合理性がそれほど高くないということであれば、時間制限を設けなくてもいいのではないかと考えます。

(松本委員長代理)

今の西田委員のご意見には、私も賛成でございまして、そういうご趣旨であれば、私と意見の相違はございません。1つ付け加えさせていただきますと、禁止地区については時間制限を設けないということですが、指導員の巡回あるいは過料徴収に時間的な濃淡があるといえますか、この時間

には特に集中的に活動し、この時間はそれほど大きな活動をされないというような時間的な違いは、あり得て然るべきではないかと考えております。

(鬼追委員長)

では、花嶋委員からも、時間問題について念のためにうかがいます。

(花嶋委員)

時間制限を今回の場合はする必要はないと思います。よその政令市の規制状況を見ても、過料は設定してあるものの、適用はしないというところもあるようですから、時間は24時間かかっているけれども、取り締まりをするかどうかはまた別という話でいいのではないかと思います。

(鬼追委員長)

私も、時間制限は今回に限っては不適切であろうと。私の場合は、ちょっと皆さん方の理由づけと違いまして、先ほど少し申し上げましたけれども、ポイ捨てがやっぱり原因になると思うんですね。時間制限を設けるということは、たぶん深夜。深夜というのは、大体酔っぱらっている場合が多いです。それで路上にポイ捨てをする。しかも、市役所周辺でも新地帰りの酔漢がかなり多いところですし、ミナミなんかは非常に多いと思いますが、そうしますとやっぱり相当それが増えていく。禁止地区で時間制限をしないとポイ捨てが減るか、どの程度期待できるかという問題はありますけれども、このことが1つの説得の理由になるのではないか、啓蒙活動の理由になるのではないかということもあわせ考えまして、時間制限を今回は設ける必要はないのではないかと私自身も考えております。

先ほどのこのまとめは、大体これまでのご議論を集約していただきました。今回のご議論もこれに加わることになります。それを踏まえて中間答申の骨子をまとめていくことになるわけですが、そういう運びでよろしいでしょうか。

ここに書かれていることについて、特にご注文とか、これはちょっと違うというところはございませんでしょうか。

(花嶋委員)

先ほども申しましたけれども、路上喫煙に関してプランがあって、地域でやってみて、それをもう一度検証して、さらにより実効性のある施策に変えていこうということをつもりだったの

で、「第3回大阪市路上喫煙対策委員会資料」の4ページに「路上喫煙の実態調査を継続すべき」というのが載っていますが、それはこちらのまとめのほうでは出てこないと思います。

「路上喫煙の実態調査を継続すべき」というのも非常にマイルドな書き方ですけども、この条例なり施策なりの効果が上がっているのかという指標に関する調査を継続してやっていただきたい。それは、御堂筋で喫煙が減ることではなくて、大阪市全域の、特にお母さんなどが危ないなあと思っても言えないような、子どもが通っている地域の歩行喫煙率がどうなっているのかということ継続的に調査をしていただきたいということだったので、その「調査を継続すべき」という点を付け加えていただきたいと思います。

(鬼追委員長)

それはよろしくをお願いします。

松本委員は、大体こういうまとめでよろしゅうございますか。

(松本委員長代理)

はい、これで結構です。

(鬼追委員長)

坂口委員も西田委員もよろしいでしょうか。

そうしましたら、1・2回については大体このまとめで結構です。花嶋委員のご注文がございますが、それを足して最終的なまとめの検討もお願いしたいと思います。

それでは、次回までに中間答申のたたき台のようなものを事務局でご用意いただいて、それをまさにたたき台として、皆様方にご審議をいただくという運びにさせていただきたいと思いますが、事務局、よろしいでしょうか。

以上をもちまして、本日予定いたしておりますご議論を大体頂戴いたしましたので、ぼちぼち閉会させていただきたいのですが、よろしゅうございましょうか。

(花嶋委員)

資料の「路上喫煙対策普及啓発平成19年度スケジュール(案)」で、広報等のところにヤフー路線検索広告とか、非常にユニークな、よく考えられたなというようなものもあるのですが、1つやったらどうかなと思うのは、千代田区とか札幌、名古屋、広島ですでに過料徴収をやってらっしゃ

るわけで、こういうところと連携した広報活動。つまり、大阪市民が千代田区とか札幌市、名古屋市、広島市へ行った時に、知らずに過料を徴収されてしまうのもかわいそうだし、またほかのところから来ることもあり得るので、お互い連携して、「ここでも過料徴収をやってますよ」と。お互いのPRに便乗するような作戦もいいのではないかなと思います。

もう1つ付け加えると、この中ではやはり大阪市が最大の都市というか、大大阪市ですので、そのへんの連絡調整というか、そういう役割も担って、お互いに同じ費用でたくさんの効果があるような方策をとってはいかがかなと思いました。

(鬼追委員長)

ひとつご検討ください。ほかにございませんでしょうか。

(松本委員長代理)

今、普及啓発の話が出ましたので、私にも1つだけ付け加えさせて下さい。禁止地区内の周知を7月から3カ月程度の間に行われるということでありまして、この周知活動は、先ほど委員長もおっしゃったように非常に重要であると考えます。10月から過料の徴収が始まりますが、これは非常に大きな制裁行為ですから、できるだけそういった制裁をされる人が少なくなるように、事前に周知活動を徹底しておくことが大事です。そのあたりのことについては大阪市も十分了解されていると思いますが、禁止地区それ自体を周知するというだけではなくて、禁止地区内で禁止される行為の詳細についても周知する必要があるのではないかと思います。

もちろん路上喫煙が禁止されているのは自明ですが、市民やビジターの中には、禁止されているのは「歩きたばこ」だけで、座って吸うのだったらいいのではないかとか、路上喫煙禁止の意味を条例の趣旨とは違った形で解釈されている方がまだかなりいらっしゃるのではないかという気がいたします。いざ過料徴収となった時の無用のトラブルの発生をできるだけ少なくするためにも、禁止行為の詳細について、事前にきちっと周知しておく必要があるのではないかと思います。

(坂口委員)

周知活動でございますけれども、大阪市は国際都市でもございまして、もちろん周知、PR等は、日本語あるいは英語、ハングル、こういう文字でしていただきたいと思います。

(西田委員)

具体的に禁止地域を決めた後ですけれども、要するにそこから一步出たところについてはまったく規制がないという形で、現実にはあまり効果が上がっていないということにならないように、禁止地域の周辺も含めたトータルな取り組み、啓発もあわせてやらないと、実際の効果は上がらないのではないかと。実際に実施する前にそこらへんは考えておく必要があるのではないかなと思います。

(鬼追委員長)

条例の周知徹底のほかに、やっぱりモラルの周知徹底みたいなことも必要なんじゃないかな。それと抱き合わせで、必ずしも法的制裁がないところでも、「慎むべきものは慎まないといけませんよ」みたいなことは必要でしょうね。

(花嶋委員)

委員長の言われたことはもっともだと思います。単に規制してやめさせようではなくて、本当はモラルで一人一人がこんなことをしたら危険だろうなあと考えてもらえればよりいいですが、そこまでいくまでの間に、もう少しみんなおせっかいになる。これは過料を徴収することが目的ではなくて、その行為をやめていただくことが目的なので、おせっかいな大阪のおばちゃんが、「ほら、ここでたばこを吸ってたら、そこに指導員さん来てるで」「おにいちゃん、そこでたばこ吸ってたら1,000円とられるで」みたいな話をもっと言ってくれるような状況をつくり出していけたらなあと思います。

また、過料徴収がスムーズにいくようにということは、当然行政の担当の方は考えられると思いますが、たぶんいろいろ問題は起こってくるのではないかと思います。その問題について、市民にどんどん提示して、「こんなトラブルがありました」とか、「走って線の向こうに逃げた人がいます」とか、「大阪市役所の中へ駆け込んだ人がいます」というような話、じゃあ、それはどうなんだというようなことを、もう少しこちゃこちゃと考えていくような条例であつたらいいなあと思います。

(鬼追委員長)

これは私の個人的な意見ですが、ポイ捨て条例というのは、空き缶等の不法投棄に関する何とか条例ということで、吸殻そのものは名前になってないですね。「空き缶など」と書いてあります。これは条例としてちゃんと定まっていますが、過料制裁はないですが、それもやっぱり大阪市民のモラ

ルとして守らなければならないことの1つになっているわけですから、ちょうどこの路上喫煙と対のものになると思いますので、周知活動をしていただく時にそういったものも何か工夫していただける余地があるかどうか、ご検討いただければなあという感じがいたします。

いろいろ注文が出ましたが、ほかにございませんようでしたら、これで閉会にしたいと思いますが、よろしゅうございますか。

それでは、以上をもちまして第3回委員会を閉会いたしたいと思います。大変お疲れさまでございました。

(事務局：環境局事業部路上喫煙対策担当課長代理)

本日は、鬼追委員長をはじめ委員の皆様には、長時間にわたり、まことにありがとうございます。引き続き次回もどうぞよろしくお願いいたします。

閉 会 午後3時20分